

21 建企第 4 5 7 号  
平成 22 年 2 月 2 日

関係業団体の長 様

愛知県建設部長  
(公印省略)

「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」の一部改正について(通知)

本県の建設事業に日ごろから御協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、このたび本県では、平成 20 年 3 月 12 日付け 19 建企第 580 号「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」を、下記のとおり一部改正いたします。

つきましては、会員の皆様に周知していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 適用開始日 平成 22 年 4 月 1 日
- 2 改正概要 別添の 1 のとおり
- 3 改正内容 別紙のとおり
- 4 その他 この通知文は土木工事現場必携（平成 22 年 4 月 1 日一部改正）に掲載する予定です。

担 当 建設企画課 建設技術グループ  
052-954-6507(ダイヤルイン)  
建設総務課 契約グループ  
052-954-6608(ダイヤルイン)



## 主な改正概要

「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」別紙 運用の3を以下のように改正。また、運用の4を追加。

## 現行内容

同一建設事務所管内または同一支所管内の工事において

- ① (当初)請負代金額が500万円未満の建設工事
  - ② 道路維持補修工事等（工事の施工の都度、指示票等により工事場所、工種、工期等を指示する工事）
  - ③ 建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）
- ①、②、③の中から2つまで現場代理人の兼務が可能。

## 改正内容

同一建設事務所管内または同一支所管内の工事において

- ① 当初設計金額が500万円未満の建設工事
  - ② 建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）
- ①、②の中から1つと、請負代金額が2500万円未満の建設工事を1つまで、現場代理人の兼務が可能。

## \*注意事項

## 1 ①について

当初設計金額が500万円未満の建設工事が対象。請負代金額が500万円を超えた場合であっても、兼務を認める。

## 2 請負代金額が2500万円未満の建設工事について

設計変更などを行った結果、請負代金額が2500万円を超えた時点で、現場代理人の兼務を認めない。

## 3 現場責任者について

平成22年4月1日適用予定の特約条項において、①、②の工事には現場責任者を配置することと規定している。

現場責任者と現場代理人を兼務する場合、現場代理人の兼務届(様式23の2)を提出すること。

工事現場における現場代理人の常駐について、下記により運用するものとする。なお、運用の対象とする工事は、建設部発注工事(契約図書で現場代理人の常駐を義務付けた業務委託を含む。)とするが、下記と同様な運用を認める発注機関の工事を含めることができるものとする。

記

運用の1 工期内の現場代理人の常駐について

現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、次の①、②、③に掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

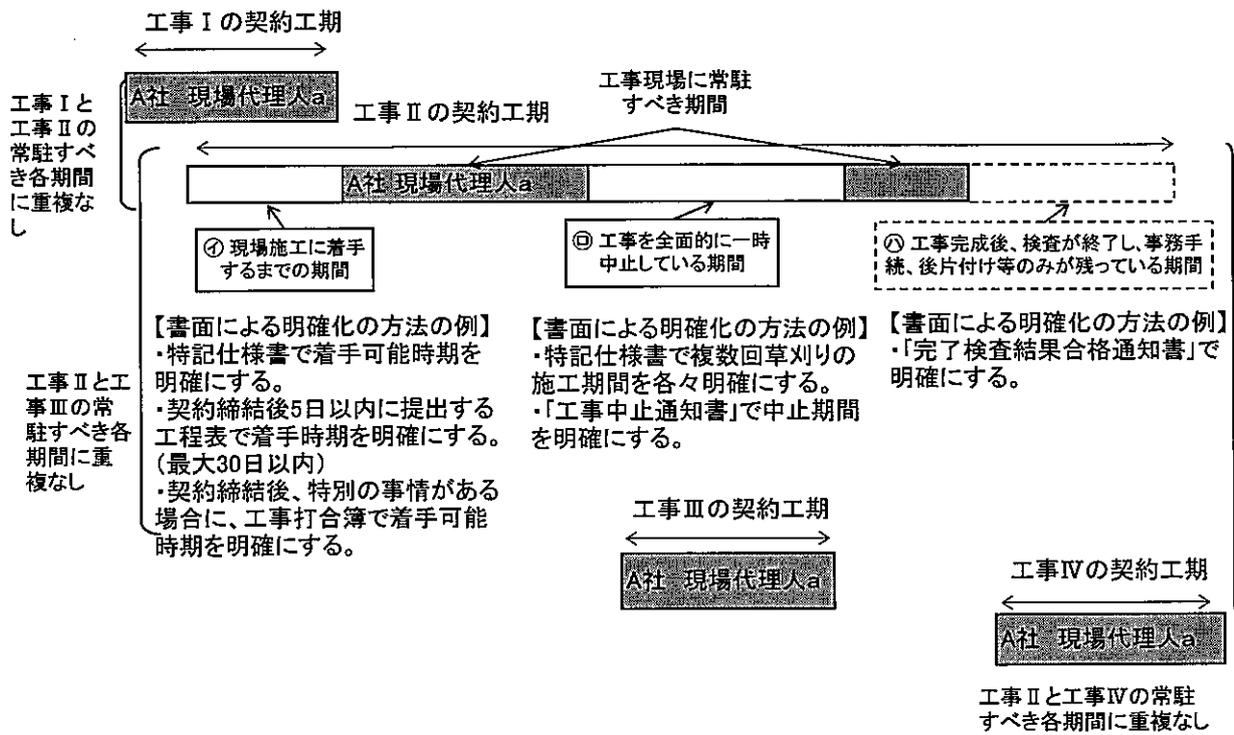
- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。)
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

また、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合、二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と建設業者の間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

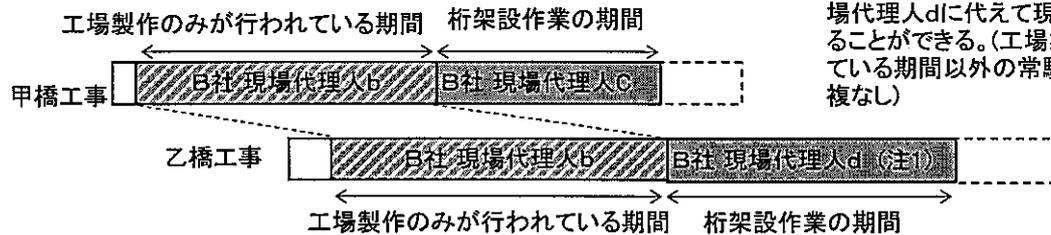
【運用の1 前段の説明図】

常駐すべき各期間に重複のない工事Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳに、同一の現場代理人aを配置することができる。



【運用の1 後段の説明図】

甲橋工事と乙橋工事が、同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作のみが行われている期間、同一の現場代理人bを配置することができる。この場合、桁架設作業の期間に配置する現場代理人c、現場代理人dは、工場製作のみが行われている期間、当該工事以外の現場代理人として配置することができる。



運用の2 密接な関連のある二つ以上の工事の現場代理人の兼務について

現場代理人は、密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。なお、「同一の場所又は近接した場所」とは、工区が隣接している場合(重なる場合を含む)を原則とし、例えば発注形態が縦断的に1～5工区とあり、1工区と3工区(=接していない)の場合には適用しないものとする。

また、現場代理人は、工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。

【運用の2 前段の説明図】

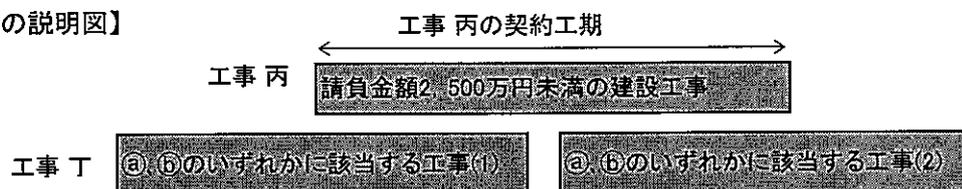


運用の3 現場責任者との兼務について

主任技術者の専任が必要とならない請負金額2,500万円未満の建設工事の現場代理人は、次の①、②の双方の条件に該当する工事の現場責任者と同時に一件に限り兼務できるものとする。この場合、現場代理人は二つの工事において、安全管理を始めとした工事現場の運営、取締り等を適切に行うものとする。

- ① 次の③、④のいずれかに該当する工事
  - ③ 建設工事に該当する工種の当初設計金額が500万円未満の建設工事
  - ④ 建設工事に該当しない工事(草刈り、溝浚い等)
- ② 同一建設事務所管内(支所がある場合は当該支所管内)で施工する工事

【運用の3の説明図】



運用の4 現場代理人と現場責任者を兼務する場合に提出する書類について

運用の3において、現場代理人と現場責任者を兼務する場合、現場代理人の兼務届(様式23の2)を提出するものとする。

様式第23の2

現場代理人の兼務届

年 月 日

愛知県知事殿

[愛知県 所長]

請負者 住 所

(所在地)

氏 名 印

(名称及び代表者氏名)

下記既発注工事に係る現場代理人(現場責任者) を下記兼務する工事に係る現場責任者(現場代理人)と兼務したいので届けます。

別添のとおり施工連絡体制を整え、現場の安全管理及び工程管理を、適切に行います。

記

既 発 注 工 事	工 事 名	
	路線等の名称	
	工事場所	
	請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
兼 務 す る 工 事	工 事 名	
	路線等の名称	
	工事場所	
	請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※別添として、施工連絡体制(現場代理人不在時の体制がわかるもの)を添付する。(様式は任意)